



ボランティアネイバーズ実施「かなめびと応援プロジェクト・セミナー」(2026年7月21日)より

認定 NPO の経験談から学ぶ実務

講師：ンジャイ さおりさん

(認定 NPO 法人 ホープ・インターナショナル開発機構)

かなめびと応援プロジェクトの一環として「かなめびと(組織運営コアスタッフ)」の学びの機会と「たすかりあう」関係を構築することを目指し隔月でセミナーを開催しています。第 53 回のポイントをまとめました。

本セミナーでは 2013 年に認定NPO法人を取得した「認定NPO法人ホープ・インターナショナル開発機構(以下ホープ)」で海外支援事業と総務全般(会計・人事・法務等)を担当し、認定NPO法人取得にも携わられたンジャイさおりさんをお招きし、事前にイメージすることが難しい認定NPO取得後の実務について解説していただきました。

認定取得のメリット&デメリット



認定NPO(認定特定非営利活動法人制度)とは、所轄庁から認定を受けることで、税制上の優遇措置を受けられる制度です。個人や法人が認定NPO法人へ寄付を行うと控除等を受けることができます。認定を受けると寄付金を集めやすいという声もありますが、それ以上に大きなメリットは、団体に対する社会的信頼の向上にあります。所轄庁による厳格なチェックは、寄付者に安心感を与えるだけでなく、助成金申請においても有利に働く場合があります。5年ごとの更新審査を受けることは、継続的に適正な運営が行われていることを示す機会となり、団体の信頼性向上にもつながります。認定の維持には事務負担が増えるため、デメリットと感じる団体もあります。しかし、第三者による確認や審査を受けながら適正な組織運営を行っていることを対外的に示せる点は、大きなメリットであると考えます。

メリット	○団体に対する信頼度向上 ○寄付控除による寄付の増加 ○定期的な外部による「監査」
デメリット	◆事務処理の増加 ◆印刷物の再印刷(初年度) ◆5年ごとの更新義務 ◆情報の公開義務

年度毎の事務処理について

認定 NPO 法人は、NPO法人が年度毎に提出する 6 種の書類に加えて、下記の書類が必要となります。

認定NPO法人が追加で提出する書類	①役員報酬規程 ②職員給与規定 ③法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類(第20号様式) ④法第45条第1項第3号に定める事項等関連書類 ⑤団体会計監査報告書
-------------------	--

③の通称第 20 号様式は、資金の流れを報告する書類です。中には、費用・収益の上位 5 者を報告するという項目があり、氏名、住所、取引額、取引内容と細部まで問われるため、ホープの費用は会計システムを作る時に海外渡航費の項目の中に航空券や予防接種代を作り、項目設定と部門設定を使って細かく分けて記帳することで調べやすくしています。収益については、高額の助成金収入がある場合は分かりやすいのですが、寄付が主となる場合は、手間をかけて調べながら入力することになります。

役員、社員、職員、寄付者、それらの親族と取引があった場合、法人との関係や取引年月日、対価額、内容を報告します。また団体の役員とその親族の寄付額が20万円を超えた時や役員、社員、職員、寄付者、それらの配偶者、三親等の親族へ報酬や給与を支給した時にも報告が求められます。横の繋がりの確認まで求められるのが頭の痛いところですが、日頃から把握していくことが大切です。

会計と寄付者リストの一致は毎月行う

寄付領収書の発行は 1 年を通じて行われます。普通の領収書と異なる点は、認定を受けた所轄庁が分かる認定番号を入力すること、寄付者の宛先と住所も必要となる点です。特に、宛先と住所は、税額控除を受ける場合には必須となるため、寄付を受けた時に相手の住所と連絡先をいただくことが大切なポイントとなります。領収書を発行したら寄付者リストへ入力し最終的に会計と寄付者リストを一致させます。気をつけなければならないのは、すべての寄付に対して領収書を発行していない点です。領収書の不要な方、住所をいただけなかった方もいるので、領収書を発行した方と発行していない方のリストを分けて作成し、毎月、会計と寄付者リストの合計が一致するかチェックをしています。この作業を貯めると大変です。100万円など大きな金額はすぐに見つかるのですが、2,3円が見つからないと本当に大変です。そのため月々でチェックを行っています。

5 年ごとの更新手続きは初回申請と同じくらいの労力

更新手続きは、実務としては初回認定と同等の労力と書類、もしくは少し上回るくらいの労力がかかります。ホープを担当する名古屋市の場合、時期が近づいてくるとまず提出書類の案内が届きます。書類の提出後、2、3回の質疑応答を経て現地調査となります。

主な提出書類	①認定基準チェック(パブリック・サポート・テスト) ②寄付金を充当する予定の事業内容等 ③寄付者名簿(5年分+申請時現行年度分) ④所轄庁からのその他確認資料
--------	---

最も労力がかかるのは寄付者名簿です。所轄庁により違いがあるかもしれませんが、名古屋市では年度毎に分けるため、5年分を貯め込まず毎年作成するようにしています。寄付者リストは現金主義(現金の受渡時に帳簿づけすること)で作成する必要があります。決算時にクレジットカード寄付の未収金があると寄付者リストから外して翌年に入れるよう指示されますので、決算書との差異の説明として未収分の表を作成しています。パブリック・サポート・テストの数値も決算数値ではなく、未収分を除いた数値を使用します。他にも、定款と実務の間にギャップが無いか、資料は適切に保存・整理されているか、特に寄付金関係の資料は細かくチェックが行われます。差異や不足があれば指摘を受けますので対応をします。

毎年、そして5年毎にかなりの労力が必要というデメリットがありますが、第3者に団体を包括的にきっちり見ていただき、外部に対して太鼓判を押してもらうプロセスと捉えるとメリットが多いと思います。

質疑応答コーナーでは、次のような質問がありました

Q. 会計ソフトは何を使っていますか？

A. デスクトップ型の弥生会計を使用しています。数年前に旧 IT 導入補助金を使って freee とマネーフォワードを候補にクラウド化を検討しましたが、価格や部門を5階層で記録する条件に合わず断念しました。

Q. 認定 NPO 法人の取得前の準備段階で大変だったことはありますか？

A. 寄付者名簿です。パブリック・サポート・テストでは住所の分かる人しかカウントされません。連絡先や住所を記録していた人と記録しなかった人がいたため名簿作りが大変でした。先々、認定を検討されているなら、見越して体制を少しずつ作るのが良いと思います。理想は寄付者ごとの累積データベースがあることです。また、寄付者名簿は団体にとっての財産と考えますので、認定と関係なく整備することをおすすめします。

Q. 認定を受けるとどの程度のメリットがありますか？どこを判断基準に認定を考えますか？

A. 企業寄付が無い、税控除対象かどうかを気にする寄付者がいない場合、メリットはあまり無いかもしれません。寄付控除があるなら大きな寄付をする方がいる場合、またはアプローチを検討している場合はメリットがあります。判断基準は見込まれる寄付収入額です。助成金で助成元が認定を重視する場合もメリットと言えます。

※本事業は、休眠預金等活用法に基づく活動支援団体として実施しました。